

市町村の現況及び将来の見通し（案）

1 市町村の現況

(1) 市町村数の変遷

本県の市町村数は、明治22年4月1日、市制町村制の施行時には10町144村であった。その後、昭和28年に町村合併促進法、昭和31年には新市町村建設促進法がそれぞれ施行され、これらの法律のもとで進められたいわゆる「昭和の大合併」などを経て、平成12年4月1日時点では10市20町17村の計47市町村であった。

さらに、市町村の合併の特例に関する法律の改正による合併支援措置の拡充強化により、合併が進められ平成18年1月1日時点では12市15町12村の計39市町村となっている。

市町村数の推移（本県）

区分 年月日	市町村数			備考
	市	町村		
明治22年4月1日	154	0	154	市制町村制施行
昭和28年10月1日	138	2	136	町村合併促進法施行
昭和31年6月30日	90	5	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年3月29日	47	8	39	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年4月1日	47	10	37	
平成16年10月1日	46	11	35	新庄町・當麻町の合併(葛城市誕生)
平成17年4月1日	44	11	33	奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併
平成17年9月25日	42	11	31	五條市・西吉野村・大塔村の合併
平成18年1月1日	39	12	27	大字陀町・菟田野町・榛原町・室生村の合併(宇陀市誕生)

(2) 人口と面積

本県の市町村の平均人口は約37千人で、全国平均（約65千人）の約6割、また平均面積も全国平均の約半分となっている。

地理的条件等を考慮すれば一概には比較できないが、全国的にみて本県の市町村は、小規模な市町村が多い状況となっている。

本県の市町村の人口及び面積は、次のとおりである。

区分	人口（人）	面積（km ² ）	備考
			人口密度（人/km ² ）
市町村計（本県）	1,442,795	3,691.09	390.89
市（12市）	1,129,427	1,272.20	887.77
町村（27町村）	313,368	2,418.89	129.55
1市町村あたり平均（本県）	36,995	94.64	390.90
市	94,119	106.02	887.75
町村	11,606	89.59	129.55
1市町村あたり平均（全国）	65,198	203.53	320.34
市（777市）	134,914	266.92	505.45
町村（1,045町村）	13,361	156.40	85.43

（人口：平成12年国勢調査による。面積：国土地理院「全国都道府県市町別面積調」全国及び本県市町村数は平成18年3月末時点。）

(3) 人口規模別の市町村の状況

●奈良県

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満
団体数	(5.1) 2	(23.1) 9	(15.4) 6	(2.6) 1	(17.9) 7	(15.4) 6	(0.0) 0
累計	(5.1) 2	(28.2) 11	(43.6) 17	(46.2) 18	(64.1) 25	(79.5) 31	(79.5) 31
区分	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
団体数	(12.8) 5	(5.1) 2	(0.0) 0	(2.6) 1	(0.0) 0	(0.0) 0	(100.0) 39
累計	(92.3) 36	(97.4) 38	(97.4) 38	(100.0) 39	(100.0) 39	(100.0) 39	

- ・1千人未満
野迫川村、上北山村
- ・1千人以上5千人未満
黒滝村、下北山村、天川村、曾爾村、川上村、御杖村、東吉野村、十津川村、山添村
- ・5千人以上1万人未満
明日香村、三宅町、高取町、安堵町、下市町、川西町

●全 国

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満
団体数	(1.2) 22	(10.8) 196	(14.9) 271	(18.2) 332	(10.8) 196	(8.6) 157	(5.8) 106
累計	(1.2) 22	(12.0) 218	(26.8) 489	(45.1) 821	(55.8) 1,017	(64.4) 1,174	(70.3) 1,280
区分	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
団体数	(15.4) 280	(8.2) 149	(2.1) 39	(2.6) 48	(0.8) 14	(0.7) 12	(100.0) 1,822
累計	(85.6) 1,560	(93.8) 1,709	(95.9) 1,748	(98.6) 1,796	(99.3) 1,810	(100.0) 1,822	

※人口は、平成12年国勢調査人口による。H18.3.31現在（申請済みベース）

(4) 市町村の行政運営の状況

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、機関委任事務制度や国の地方に対する関与が廃止・縮小され、市町村は住民の最も身近な総合的な行政主体として、自立性の高い行政主体となることが求められている。

また、市町村は、地域住民のために様々な行政事務を処理しているが、地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、その内容が高度化及び多様化するとともに、増大する傾向にあり、いずれの事務も人口規模による処理量に差はあるものの、各市町村ともほぼ同じレベルの業務が求められている。

しかし、小規模な町村では、たとえば、福祉関係（高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等）のすべての事務を3～4人で処理するなど、担当職員一人で広範囲な業務を担当しているのが現状である。また、建設関係においても、小規模な町村の大半は、技術職員を一人もおけていない町村が多く、今後、多くの分野で、専門的に事務処理をやっていく体制づくりが重要な課題である。

2 市町村の財政状況

(1) 決算の状況

平成15年度の市町村（普通会計）決算額は、歳入総額5,479億円、歳出総額5,374億円となっている。その決算規模及び伸率の推移は次表のとおりである。個々の市町村の決算収支について実質収支でみると、黒字団体が45（8市20町17村）、赤字団体が2（2市）となっている。

市町村の決算規模及び伸率（普通会計）

（単位：億円、%）

年 度	歳入決算額	歳出決算額	歳入伸率	歳出伸率
平成6年度	5,297	5,134	1.8	2.3
平成7年度	5,713	5,509	7.8	7.3
平成8年度	5,687	5,503	▲0.4	▲0.1
平成9年度	5,581	5,406	▲1.9	▲1.8
平成10年度	5,770	5,601	3.4	3.6
平成11年度	5,898	5,713	2.2	2.0
平成12年度	5,811	5,623	▲1.5	▲1.6
平成13年度	5,712	5,550	▲1.7	▲1.3
平成14年度	5,491	5,367	▲3.9	▲3.3
平成15年度	5,479	5,374	▲0.2	0.1

(2) 財政構造の状況

① 歳出のうち経常経費に充当された一般財源を歳入のうちの経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の弾力性等を判断する指標の一つとされている。市町村の平成15年度決算における経常収支比率は93.1%となっており、平成5年度以降、景気後退の影響等による市町村税等経常一般財源の伸び悩み等により上昇（市町村財政は硬直化）の傾向となっている。

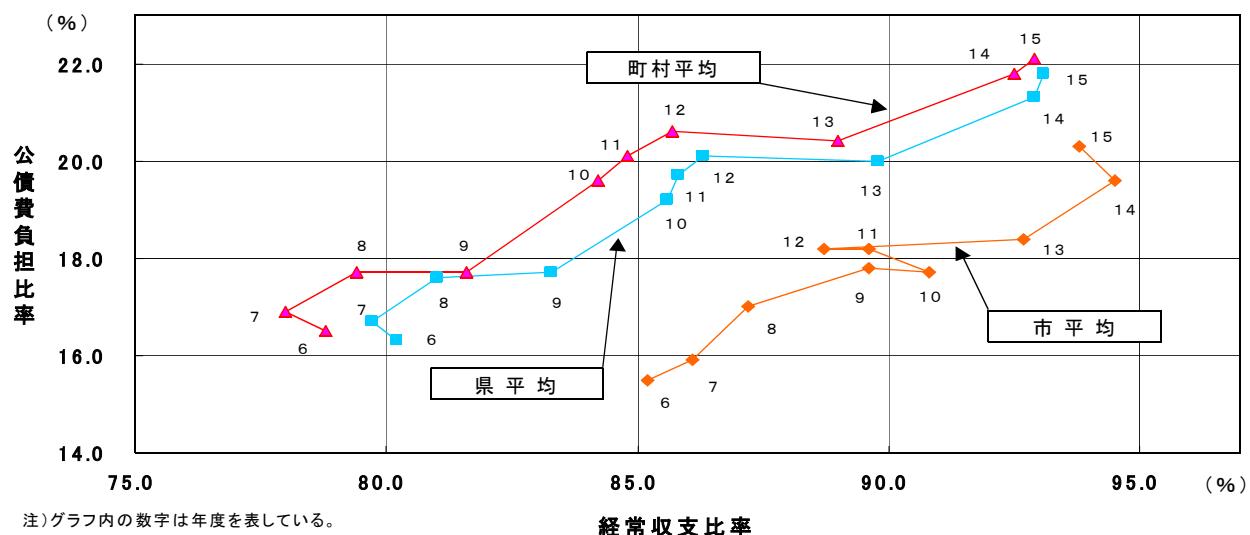
② また、公債費の状況を示す指標の一つとされている公債費負担比率は21.8%（平成15年度決算）となっており、これも、平成6年度以降、一般財源総額の伸び悩みや景気対策に係る普通建設事業に伴う地方債の増発等の影響もあり、上昇傾向にある。

③ 市町村債の平成15年度末残高は、7,555億円となっており、その償還は将来的な財政運営にとって大きな負担となっている。

(3) 財政の今後の見通し

公債費負担比率と経常収支比率の推移

平成15年度奈良県市町村財政の概要より



今後の市町村財政は、自主的・主体的な活力ある地域づくり、介護保険をはじめとする少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、市町村が担うべき役割と共に伴う財政需要が増大するものと見込まれる。

これらの役割に、市町村が的確に対応するため、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立する必要があり、行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めることが重要と考えられる。

3 将来の人口

(1) 人口の推移

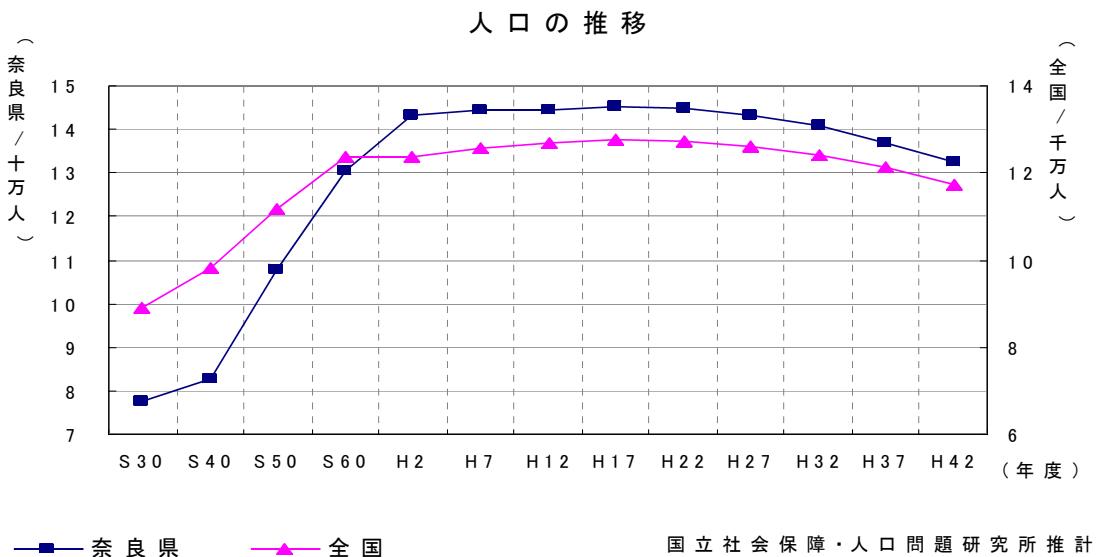
全国の人口は、平成18年（2006年）をピークに減少すると推定されており、奈良県の人口は平成17年国勢調査人口をピークに減少に転じている。

今後の人口推計においても、奈良県では、1人の女性が一生の間に産む子供の数の平均（合計特殊出生率）が低いことなどから、急速な人口減少が見込まれている。

人口、とりわけ労働力人口が減少することにより、社会構造は大きな転換期を迎えるとしているが、市町村の存立基盤である人口の減少は、市町村の財政規模の縮小や必要な人材を確保できないなど、市町村の行財政能力の低下を招くことが危惧される。

※ 合計特殊出生率 奈良県は、東京都、京都府に次いでの低率(平成15年度)

(2) 高齢化の推移



全国及び奈良県においても、総人口が減少する一方で、65歳以上の老人人口の割合は平成42年（2030年）には約30%に達するなど、本格的な少子高齢社会が到来すると見込まれる。

高齢者数の増加は、医療福祉等に対する市町村の負担を増大させるなどの様々な課題をもたらすことが予想される。